

R7.4～

『山梨県難病のこどもの看護人派遣事業』のご案内

小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちのご家族の方へ

- ・ご家族が休憩、受診、兄弟児の行事参加などができるよう居宅に看護師を派遣し、ご家族等に代わり、小児慢性特定疾病児童等に必要な療養上の看護、日常生活の世話及びその他必要な支援を行います。
- ・こども同士の交流や活動体験に安全に参加できるように看護師が同行し、支援します。

1. 対象者（*次の①②をどちらも満たす方）

- ①山梨県に住所を有し、小児慢性特定疾病医療費受給者証を持っていること
- ②居宅で訪問看護を受けていること

2. 事業内容

(1) 活動支援型

派遣された看護師が小慢児童等とその家族等に同行し、こども同士の交流や活動体験へ安全に参加できるよう支援します。

(2) 在宅レスパイト型

派遣された看護師が家族等に代わり小慢児童等の家族等の居宅において、その児童に必要な療養上の看護、日常生活の世話及びその他必要な支援を行います。

3. 費用

(1) 活動型

利用者一人1時間当たり8,450円を委託事業所に支払います。

看護師が利用者の用意する車に同乗せず、直接、委託事業所から活動体験の場へ移動するための交通費

① 車を利用する場合 37円/km なお有料道路料金は実費とする。

② 公共交通機関を利用する場合 実費

ただし、①と②を合計し、1回の利用の交通費は12,320円を上限とする。

※これ以外に発生する一切の費用は利用者の負担となりますので、利用者が直接委託事業所に支払いをお願いします。

(2) 在宅レスパイト型

利用者一人1時間当たり8,450円を委託事業所に支払います。

※なお、看護師の交通費、その他在宅レスパイト型の利用により発生する一切の費用は利用者の負担となりますので、利用者が直接委託事業所に支払いをお願いします。

4. 利用限度等

①活動支援型 1回最大19時間まで

②在宅レスパイト型 1日最大4時間まで

ただし、(原則として)1回の利用時間は1時間単位とし、利用できる総時間数は毎年4月1日から3月31日までの期間で①と②を合計し48時間を限度とする。

5. 実施方法

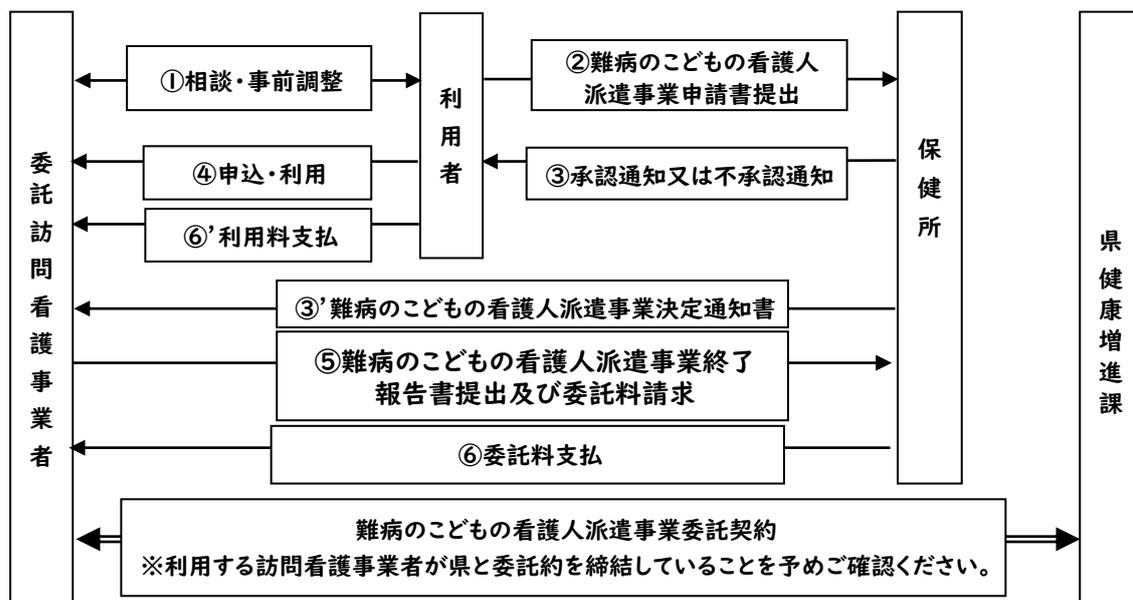
県と委託契約を締結した訪問看護事業者が看護師を派遣します。

※医療保険上の訪問看護を行う場合は、利用できません。

<留意事項等>

- (1) 申請にあたり利用者は、事前に主治医と相談し、訪問看護事業所と利用に関する調整を行った上で、管轄保健所に様式1「山梨県難病のこどもの看护士派遣事業利用申請書」に必要事項を記入して提出してください。
- (2) 利用決定後、やむを得ずキャンセルや利用時間の変更をする場合は、委託訪問看護事業者宛てに必ずご連絡ください。無断キャンセルの場合には、費用全額が自己負担となる可能性があります。
- (3) 在宅レスパイト型は、介護者の休息等のため看護職を派遣するものであり、医療保険上の訪問看護を行う場合は、対象外です。また、家事の援助や入浴等は対象外です。

利用の流れ



お問い合わせ先

- 委託契約に関することは、山梨県福祉保健部健康増進課難病担当 (TEL:055-223-1496) へお問い合わせください。
- 甲府市にお住まいの方は、甲府市子ども未来部子ども未来総室母子保健課 (TEL:055-237-8950)にお問い合わせください。

保健所	所在地	連絡先	管轄区域
中北保健福祉事務所 (中北保健所) 健康支援課	〒 407-0024 韮崎市本町4丁目2-4 北巨摩合同庁舎1階	TEL: 0551-23-3073 FAX: 0551-23-3075	甲斐市、中央市、昭和町、韮崎市、北杜市、南アルプス市
峡東保健福祉事務所 (峡東保健所) 健康支援課	〒 405-0003 山梨市下井尻126-1 東山梨合同庁舎1階	TEL: 0553-20-2753 FAX: 0553-20-2754	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南保健福祉事務所 (峡南保健所) 健康支援課	〒 400-0601 南巨摩郡富士川町蹴沢 771-2 南巨摩合同庁舎1階	TEL: 0556-22-8155 FAX: 0556-22-8147	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所) 健康支援課	〒 403-0005 富士吉田市上吉田1丁目 2-5 富士吉田合同庁舎1階	TEL: 0555-24-9035 FAX: 0555-24-9037	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村